

徳島県公安委員会規則第四号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

徳島県公安委員会委員長 森 山 節 子

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十二年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「会計課に、」の下に「装備管理室及び」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

六 警察装備に関すること（第五条第一項第七号及び第八号に規定するものを除く。）

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 装備管理室は、前項に掲げる事務のうち第二号及び第六号の事務をつかさどる。

第五条第一項第七号中「警察装備」を「拳銃の管理」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 警察車両の運用に関すること。

第五条第三項中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第二十八条第三項中「公安委員会補佐室」の下に「、装備管理室」を加え、同項の表公安委員会補佐室の項の次に次のように加える。

装備管理室	長	装備管理室 事務を掌理する。	警察官以外の警察職員
	指導官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警部
	専門官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表会計課の項を次のように改める。

会計課	会計管理官	予算の編成及び執行の事務の総括調整に関すること。	警視又は警部
-----	-------	--------------------------	--------

第二十八条第四項の表厚生課の項中「厚生管理官」を「厚生管理幹」に、「指導」を「指導の総合調整」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。